地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

令和 3 年度　市単　普通河川西ノ谷川　河川維持管理委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 14 日

室戸市長　植　田　壯　一　郎

記

| | |
|---|---|
| （1）物品又は役務の名称及び数量 | 令和 3 年度　市単　普通河川西ノ谷川河川維持管理委託業務<br>委託内容：河川内の除草及び伐竹 |
| （2）契約者の決定方法及び選定基準 | 見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条に規定するシルバー人材センターであること。 |
| （3）見積書の提出場所及び提出期限 | 室戸市役所　建設土木課<br>令和 4 年 3 月 17 日　午前 11 時 |
| （4）契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 | 室戸市浮津 25 番地 1<br>室戸市役所　建設土木課<br>TEL：0887-22-5123 |